

第三次長野市地域福祉計画について

保健福祉部厚生課

1 概要

(1) 地域福祉計画の策定

- ・ 社会福祉法第107条により、市町村が策定するもの
- ・ 平成23年度策定の第二次長野市地域福祉計画が平成27年度に終了するため、平成28年度を初年度とする「第三次長野市地域福祉計画」を策定する。

(2) 計画の位置付け

- ・ 長野市総合計画の施策を具体化する計画
- ・ 本市における地域福祉推進の指針を示す。
- ・ 福祉サービスだけでは十分に対応できない地域でのさまざまな課題について、行政と住民、関係機関等が連携し、解決に向けて協働するための方向性を示す。

(3) 計画期間

- ・ 平成28年度から平成33年度までの6年間
(長野市総合計画との整合性を図るため)

2 次期計画の策定方針

(1) 目指す将来像と基本目標について

- ・ 第二次計画の「目指す将来像」と「基本目標」を踏襲し、引き続き地域福祉を推進する。

【長野市の目指す将来像】

一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように認め合い、支え合いながら、共に生きていく地域社会

【基本目標】

- ① 一人ひとりの思いを受け止め、福祉サービスや支え合い活動を充実する。
- ② 一人ひとりの思いをつなげ、様々な担い手が連携できる仕組みをつくる。
- ③ 地域福祉を推進するための基盤をつくる。

(2) 第二次計画の中間評価の反映

- ・ 第二次計画の進捗状況や課題を整理した「第二次長野市地域福祉計画に関する中間評価報告書」(平成26年2月「第二次長野市地域福祉計画推進委員会」取りまとめ)を踏まえ、第三次計画に反映させる。

3 策定体制

(1) 市民参加

- ・ 地域福祉の推進は市民の主体的な参加が前提となるものであることから、市民参加によるワーキンググループ「市民企画作業部会」を組織する。
- ・ 「市民企画作業部会」は、基本目標ごとに3つ分科会に別れ、課題の整理や必要な方策について検討し、全体会で調整を行い、素案を作成する。

(2) 市民と行政との協働

- ・ 市民と行政の協働体制で計画策定に取り組む。
- ・ 庁内関係課と長野市社会福祉協議会で長野市地域福祉庁内推進会議を組織し、「市民企画作業部会」と連携を図る。

別紙「策定体制（案）イメージ図」

4 策定スケジュール

- ・ 別紙「第三次長野市地域福祉計画策定スケジュール（案）」のとおり